多賀町下水道事業 経営戦略

農業集落排水事業

多賀町

平成 30 年 3 月

目次

1.	経営	対略策定の趣旨1
	1.1.	経営戦略の目的1
	1.2.	経営戦略の対象及び計画期間1
2.	事業	純要2
	2.1.	事業の現況
	2.2.	民間活力の活用等 5
	2.3.	経営比較分析表を活用した現状分析5
3.	経営	ちの基本方針
4.	投資	・財政計画(収支計画)
	4.1.	投資・財政計画(収支計画)
	4.2.	投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明12
	4.3.	投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要. 17
5.	経営	営戦略の事後検証、更新等に関する事項20
6.	用語	· 解説

1. 経営戦略策定の趣旨

1.1. 経営戦略の目的

本町の農業集落排水事業は、大字萱原の全域と大字霜ケ原・佐目・南後谷の全域を計画区域としています。平成14年に建設事業を開始し、平成19年4月1日より供用開始しました。 供用開始時までに計画区域のほぼ全域の整備を完了しており、農業集落の生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などに貢献しています。

しかし、農業集落排水事業の財政状況は、人口減少による料金収入の減少が進む一方で、 下水道整備のための借入の返済や施設の維持管理のための費用の負担が重く、経営を圧迫し ている状況です。

このような状況の中、持続可能な下水道事業を運営していくためには、中長期的な視点に立ち、施設や設備に関する投資とその財源見通しを試算し、収支計画を立て、経営健全化と経営基盤の強化に取り組む必要があります。そこで、現状の経営状況を分析し、適切な将来計画を策定することを企図して、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

なお、本経営戦略は、平成 26 年 8 月 29 日付総務省通達文書「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(総財公第 107 号・総財営第 73 号・総財準第 83 号)で策定を要請された「経営戦略」として位置づけます。

1.2. 経営戦略の対象及び計画期間

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、 平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とします。また今後、社会情勢の変 化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の 見直しを行います。

なお、本町の下水道事業は「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業 集落排水事業」を実施しています。このうち、「公共下水道事業」及び「特定環境保全公共下 水道事業」については事業の目的や状況が異なることから、別途、経営戦略を策定します。 また、「投資・財政計画」については、事業ごとに今後の投資需要及びその財源を見込むこと が重要であることから、総務省のガイドラインに基づき、事業ごとに策定しています。

2. 事業概要

2.1. 事業の現況

(1) 施設

本町の農業集落排水事業は、平成14年に建設事業を開始しました。その後、平成19年に供用を開始するまでに、88haの計画区域全域の整備を終えています。(平成28年度末の整備率は100%)

本町の農業集落排水事業は、大字萱原の全域を処理区域とする「多賀町萱原地区農業集落排水処理施設」及び、大字霜ケ原・佐目・南後谷の全域を処理区域とする「多賀町佐目地区農業集落排水処理施設」の2箇所の処理施設を有しています。

維持管理すべき施設は他に、7箇所に設置されているマンホールポンプ場設備及び総延長 11 km (平成29年3月末現在)の管渠です。

+ 農業集落排水事業

供 用 開 始 年 度	平成 19 年4月1日	法適(全部適用·一部	法非適用企業				
(供用開始後年数)	(供用開始後 11 年)	適用)非適の区分	平成 32 年 4 月 1 日に				
			地方公営企業法の一部				
			適用を予定しています。				
処理区域内人口密度	7.1 人/ha	流域下水道等への	有				
		接続の有無					
処 理 区 数	2処理区						
処 理 場 数	2箇所	2箇所					
広域化·共同化	該当事項はありません。						
・最適化の実施状況							

(平成 29 年 3 月末現在)

(2) 使用料

本町の下水道使用料体系は、料金が排水量にかかわらず一律である「基本料金」と排水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される「2部料金制」を採用しています。

また、使用料は一般排水、特定排水、公衆浴場排水に分けて設定しており、排水量の増加に伴い超過料金単価が逓増する「用途別逓増型」を採用しております。この料金体系は設備投資や維持管理に多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口使用者の料金に反映させ、一般家庭の使用料を低廉化するとともに、従量料金単価を逓増型とすることにより節水意識を働かせることで環境に配慮する観点から導入しております。

使用料は、使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また、特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをする使用料であってはならないこと、並びに定率又は定額をもって明確に定めることが求められます。さらに、単に既存の施設による汚水処理のための原価を賄うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように、財政的基盤の強化を図りうるものでなければなりません。本町では、以上のような考え方に基づき適正な使用料を検討しております。

現行の使用料体系は【図表 1】の通りです。供用開始以来、料金改定は実施しておりません。

【図表1】料金表

Ø	分	基	本	料	金	超	過		料	金
		排	水 量	料	金	排	水	量	料	金
									(1	m³ につき)
一般技	排 水	10 ㎡ま	で		1,200 円	10 m³;	超 30 m³まで			130円
						30 m³	超 50 m³まで			140円
						50 m³;	超 100 m³まで			150円
						100 n	i超			160円
特定核	排 水					750 n	i超			210円
公 衆 浴	浴場	300 m³	まで	1	0,000円	300 n	 『超			75 円
排	水									

備考

- 1. 「一般排水」とは、工場、事業所等から処理施設に排除される汚水(特定排水および公衆浴場排水は除く。) および一般家庭から処理施設に排除される汚水をいう。
- 2. 「特定排水」とは、工場、事業所等から処理施設に排除される汚水のうち、その排水量が月 750 nを超える部分(公衆浴場および町長が認める公共または公益(収益事業を行う部門を除く。)の関係施設から排除される汚水を除く。)をいう。
- 3. 「公衆浴場排水」とは、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場から処理施設に排除される汚水をいう。
- 4. 基本料金および超過料金との合計額に消費税額および当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

≪参考≫

+ 農業集落排水事業

条例上の使用料	平成26年度	2,700 円	実質的な使用料	平成26年度	2,915 円
(20 ㎡あたり)	平成27年度	2,700 円	(20 ㎡あたり)	平成27年度	2,950 円
(税込み)	平成28年度	2,700 円	(税 込 み)	平成28年度	2,985 円

備考

- 1. 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 nあたりの使用料をいう。
- 2. 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 nを乗じたもの(家庭用のみでなく 業務用を含む)をいう。

(3) 組織

本町の下水道事業は地域整備課が担当しています。地域整備課には6つの係がありますが、 このうち、下水道の施設設備に関することは地域整備係が、主に使用料に関することは地域 整備庶務係が、経営や予算、財産管理に関することは下水道係が担当しています。

また、平成30年1月1日現在、地域整備課の職員は課長1名、課長補佐3名、係長5名、主査1名、主任2名、技師1名、嘱託員1名で構成されています。このうち、下水道事業に関連する業務を担当しているのは7名ですが、町全体の職員定数を削減する観点から、全員が上水道事業と兼務しています。このため、農業集落排水事業に所属する職員は1名としています。



2.2. 民間活力の活用等

(1) 民間活用の状況

処理場の保守点検業務、浄化槽清掃業務、水質検査業務、真空ポンプ施設監視業務を民間 業者に委託しています。

また、使用料の徴収については、上水道と同時徴収しており、下水道事業は費用負担しておりません。使用水量の検針はシルバー人材センターに委託しています。

(2) 資産活用の状況

下水処理により発生する下水熱や下水汚泥などのエネルギー利用については、それにかかる費用と得られる効果を勘案して、実施には至っておりません。

また、有効に活用できる未利用土地や施設は保有しておりません。

2.3. 経営比較分析表を活用した現状分析

経営戦略の策定を進める上で、まずは経営の現状や課題を的確に把握することが必要です。 そのためには、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化の状況を把握し、 経年変化や類似団体との比較等の分析を行うことが有用です。

そこで、総務省が公表する「経営比較分析表」の指標を用いて現状分析を行います。

(1) 農業集落排水事業

※ 各指標のグラフ中の平均値は、供用開始後年数 15 年未満の農業集落排水事業を営む団体の平均値で す。

ア 経営の健全性・効率性

収益的収支比率は上昇傾向にあるものの、70%未満と低い水準に止まっています。総収益の内訳をみると8割強が一般会計からの繰入金であり、雨水処理に係る費用を含む維持管理費や支払利息等の費用の大部分は使用料で賄えていない状況です。

経費回収率も平均値より低い30%未満で推移しており、汚水処理にかかる経費が使用料で 賄えていない状態が継続しています。汚水処理原価を見直すとともに、適正な水準の使用料 となっているか否かについても、改めて検討することが必要です。

経費回収率の構成要素である汚水処理原価は、平均値を上回っており、有収水量1㎡あたりの汚水維持管理費と汚水資本費が平均より多いことが分かります。汚水資本費については、農業集落排水地区が山間部にあり、管渠整備等に多額の事業費がかかったため、財源とした地方債の利息や償還額が大きな負担となっていることが要因と考えられます。汚水維持管理費について、削減の余地があるか否か検討することが必要です。

施設利用率や水洗化率については、平均値を下回っており、かつ低水準であるため、今後も普及を進めていくとともに、設備の更新を検討する際には、将来減少していくと予測されている人口に見合った施設設備の規模とスペックにとどめるなど、中長期的な将来を見据えた計画を策定する必要があります。



〔単年度の収支〕



〔料金水準の適切性〕



〔債務残高〕



〔費用の効率性〕





〔施設の効率性〕

〔使用料対象の捕捉〕

イ 老朽化の状況

供用開始は平成19年度であり、処理場、管渠、マンホールポンプ場などの施設設備はいずれも耐用年数を経過していないため、改築・更新などは実施していません。今後は、適切な維持管理や修繕などを行い、施設設備の長寿命化に努める必要があります。



〔管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況〕

(2) 全体総括

経営の収益面に関しては、一般会計からの繰入金に大きく依存した収益構造となっており、 公営企業として独立採算による運営を行っていくのは難しい状況にあります。現状における 繰入金の額は、総務省から通知される「地方公営企業操出金について(通知)」による操出基 準外となっており、使用料の見直しなどにより、適正な収入を確保していくことが必要です。 費用面に関しては、資本費については過去の設備投資に起因している部分も多いため、削減することは困難ですが、維持管理費については見直しを行い、削減努力を行う必要があります。

老朽化の状況については、供用開始後の経過年数が浅いため、現在のところ深刻な問題には至っていません。今ある処理場、管渠、マンホールポンプ場などの施設設備は、今後も適切な維持管理や修繕などを行い、施設設備の長寿命化に努める必要があります。一方で、水洗化率が低く、施設利用率も低水準となっています。農業集落排水地域である山間部は、人口の減少が他の地域と比較して顕著になると予想されるため、現状の施設能力が過大となることが懸念されます。今後、設備の更新を検討する際には、将来の人口に見合った施設設備の規模とスペックにとどめるなど、中長期的な将来を見据えた計画を策定する必要があります。

3. 経営の基本方針

(1) 基本理念

本町の農業集落排水事業は、「農業集落の公衆衛生の向上と住民の快適な生活を確保すること」を目的として運営しており、今後も住民の快適で安全な生活を確保できるよう事業を継続していきます。

(2) 経営目標

上記の基本理念を達成するため、3つの経営目標を設定します。

❖ 経営の健全化

ライフラインである下水道を将来に亘って安定して運営するため、経営の健全化を図ります。そのために、汚水処理原価の妥当性を検証し、無駄なコストは削減するとともに、使用料の適正化について検討します。

❖ 水洗化率の向上

水質の保全により住民の良好な生活環境を形成するために、住民に対する説明や啓も う活動を行い、水洗化率の向上に努めます。

❖ 持続可能な経営の確保

将来に亘って持続可能な経営を行うため、将来を見据えた事業運営を実施します。

事業費の低減と効率的な既存施設の維持管理のため、下水道設備の長寿命化に取組みます。また、急激な設備投資は将来の資金不足を招くことから、安定経営のため事業費の平準化を図ります。設備投資の際には、将来の人口に見合った施設能力を把握し、効率的な事業を推進します。

4. 投資·財政計画(収支計画)

4.1. 投資·財政計画(収支計画)

農業集落排水事業の投資・財政計画(収支計画)は【図表3】の通りです。

1	义	表3】

•		₹2]																	(単位	:千円,%)
						年		度	H28年度	H29年度	1100	1104 5 +	11005-			1105 5 5				
		区	分			_			(決算)	決 算 見 込	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
		1 総	<u>\$</u>		収			益 (A)	34,081	37,844	35,873	30,244	28,536	28,315	28,094	27,888	27,700	27,509	27,336	26,663
		(1)	営		業	収		益 (B)	5,476	5,597	5,260	4,840	4,651	4,447	4,243	4,053	3,879	3,703	3,543	3,383
	収		ア	料	金		収	入	5,476	5,597	5,260	4,840	4,651	4,447	4,243	4,053	3,879	3,703	3,543	3,383
	益的		イ	受	託 工	事	収	益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収		ウ	そ		の		他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収	入	(2)	営	業		小	収	益	28,605	32,247	30,613	25,404	23,885	23,868	23,851	23,835	23,821	23,806	23,793	23,280
١.,			ア	他	会 i	H	繰 .	入 金	28,003	31,668	26,534	25,000	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,000
益			イ	そ		の		他	602	579	4,079	404	385	368	351	335	321	306	293	280
的		2 総			費			用 (D)	31,419	36,251	37,872	30,672	29,895	29,518	28,975	28,372	27,869	27,312	26,752	26,203
-		(1)	営		業		費	用	22,164	27,400	29,433	22,654	22,307	22,369	22,274	22,128	22,091	22,011	21,937	21,884
収	収		ア	職	員	給	与		6,782	8,853	6,100	6,161	6,222	6,284	6,347	6,410	6,475	6,540	6,605	6,671
支	益				うち	退	職	手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
×	1 11 7		1	そ		の		他	15,382	18,547	23,333	16,493	16,085	16,085	15,927	15,718	15,616	15,471	15,332	15,213
	支出	(2)	営	業		<u> </u>	費	用	9,255	8,851	8,439	8,018	7,588	7,149	6,701	6,244	5,778	5,301	4,815	4,319
	"		ア	支	払		利	息	9,255	8,851	8,439	8,018	7,588	7,149	6,701	6,244	5,778	5,301	4,815	4,319
					うち-		借入:		0		0	0	0	0	0	0	0		0	0
		_		そ		の	(5)	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ļ.,	3		差差			(A)-(D)		2,662	1,593	△ 1,999	△ 428	△ 1,359		△ 881	△ 484	△ 169	197	584	460
		1	資	本	的		収	入 (F)	19,666	20,070	20,483	20,904	21,334	21,773	22,220	22,678	23,144	23,620	24,107	24,603
		(1)	地			<u> </u>	344		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資	(0)		<u>り</u>	本			化債	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本	(2)	他	会	<u>計</u>	補	助		19,666	20,070	20,483	20,904	21,334	21,773	22,220	22,678	23,144	23,620	24,107	24,603
資	的収	(3)	他	会	計	借_	入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入	(4)	固		<u>資産</u>	売		代 金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本		(5)	国	(都	道府	- 県) 補	助金	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
的		(6) (7)	エ そ	事		<u>負</u> D	担	<u>金</u> 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印入		2	<u>て</u> 資	本	的	-	 支	出 (G)	19,666	20,070	20.483	20,904	21,334	·	22,220	22,678	23,144	23,620	24,107	24,603
収		(1)	 建			 汝	<u>×</u> 良		19,666	20,070	20,463	20,904	21,334	21,773	0	22,070	23,144	23,620	24,107	24,003
١.	資	(1)	建	瓳	うち		<u></u>	 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支	本的	(2)	地		ノ <u>-</u> ク_ - 債	· 概 . 信	貝 和 還	<u>チ質</u> 金(H)	19.666	20,070	20,483	20,904	21,334	21,773	22,220	22,678	23,144	23,620	24,107	24,603
	支	(3)			17 7	<u>順</u> 昔 入			19,000		20,463	20,904	21,334	21,773	22,220	22,070	23,144	23,620	24,107	24,003
	出	(4)	他		・ カー	<u>申 八</u> の	 繰	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5)	そ	4		 D	小木	也 世	0	_	0	0	0		0	0	0	0	0	0
		3		え 差 張			(F)-(G)	(I)	0		0		0		0	0	0		0	_
L	J	J	1/ /	、 左 :	<i>/</i> I		(i / (G)	(1)	U	U	U	U	U		U	U	0	U	U	U

収支再差引	(E)+(I) (J)	2.662	1.593	△ 1.999	△ 428	△ 1.359	△ 1.203	△ 881	△ 484	△ 169	197	584	460
積立金	(K)	2,002	1,593	0	0	0	0	0	A 404	0	0	0	400
前年度からの繰越金	(L)	3,806	6,468	8,061	6,062	5,634	4,275	3,072	2,191	1,707	1.538	1.735	2,319
前年度がらの保险並	(M)	3,000	0,400	0,001	0,002	0,034	4,273	0,072	2,191	1,707	1,330	1,733	2,319
	-(K)+(L)-(M) (N)	6,468	8,061	6,062	5,634	4,275	3,072	2,191	1,707	1,538	1,735	2,319	2,779
	さ財源(0)	0,400	0,001	0,002	0,004	1,270	0,072	2,131	0	1,500	1,700	2,013	0
実質収支黒	字 (P)	6,468	8,061	6,062	5,634	4,275	_	2,191	1,707	1,538	1,735	2,319	2,779
(N)-(O) 赤	字 (Q)	0,100	0,001	0,002	0,001	0	0,072	0	0	0	0	0	0
± = 4, = (Q) -(C) ×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収文比率((D)	A) +(H) ×100)	67	67	61	59	56	55	55	55	54	54	54	52
地方財政法施行令第16条第1項に 資 金 の 不	た 頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益一受託工事収	益 (B)-(C) (S)	5,476	5,597	5,260	4,840	4,651	4,447	4,243	4,053	3,879	3,703	3,543	3,383
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定 資 金 の 不 足	Eした 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定 解 消 可 能 資 金 不 足	· . (11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定 事 業 の 規	Eした 模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残	高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残	高 (X)	435,934	415,864	395,381	374,477	353,143	331,370	309,150	286,472	263,328	239,708	215,601	190,998
○他会計繰入金		,			ı		T	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-1			重)	単位:千円)
年	度	H28年度	H29年度										
区分		(決算)	(決 算) 見 込	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収支分		29,464	33,872	33,871	33,871	33,871	33,871	33,872	33,871	33,871	33,872	33,871	33,871
	準 内 繰 入 金	29,464	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668	31,668
う ち 基 🧵	準 外 繰 入 金	0	2,204	2,203	2,203	2,203	2,203	2,204	2,203	2,203	2,204	2,203	2,203
資本的収支分		19,666	20,070	20,483	20,904	21,334	21,773	22,220	22,678	23,144	23,620	24,107	24,603
	準 内 繰 入 金	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336
う ち 基 🧵	準 外 繰 入 金	19,330	19,734	20,147	20,568	20,998	21,437	21,884	22,342	22,808	23,284	23,771	24,267
合 計		49,130	53,942	54,354	54,775	55,205	55,644	56,092	56,549	57,015	57,492	57,978	58,474

4.2. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

ア 投資の目標

農業集落排水事業の投資については、「施設設備の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する」ことを目標とします。

農業集落排水事業は供用開始から11年が経過したところであり、処理場の建屋や汚水ポンプ、管渠などは老朽化しておりません。しかし、消毒装置や流量計などの機械装置は耐用年数を経過して使用している状況となっています。これらの機械装置は現状、すぐに使用できなくなるという状態ではないものの、徐々に不具合が生じる可能性があります。

そこで、平成30年度に萱原地区の施設設備の機能診断調査を実施する方針です。その結果を受けて機能保全計画・最適整備構想を策定し、施設設備の長寿命化の方策(以下、機能強化事業という)を検討していきます。

イ 建設改良費について

農業集落排水事業の保有する施設設備について、耐用年数を経過した次年度に当初の取得価額で再投資するという前提で必要額を見積もると、向こう 30 年間(平成 30 年度から平成 59 年度)では【図表 4】のようになります。

【図表4】更新需要



【図表4】では、平成37年度から平成40年度にかけて耐用年数を迎える資産が多くなっています。これらの施設設備は適切な保全管理を行えばそれより長期にわたって使用可能であるため、今後は長寿命化をしつつ、計画的に更新していく必要があります。そこで、平成30年度に機能診断調査を実施し、施設設備の長寿命化を検討していく方針としています。

平成30年度に予定されている機能診断の結果により、どの程度の建設改良費が必要となるかは現時点では見積りが難しいため、本経営戦略における投資・財政計画(収支計画)においては計上していません。今後、機能診断の調査結果を受けて、機能保全計画・最適整備構想が策定された段階で、改めて投資・財政計画(収支計画)の見直しを行います。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

ア 財源の目標について

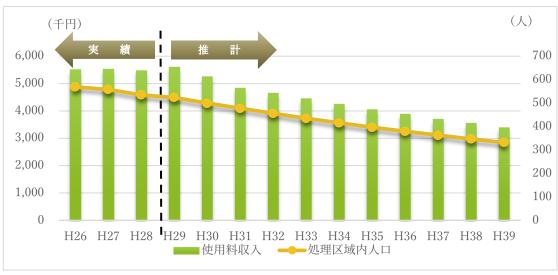
農業集落排水事業の財源については、現在は一般会計からの繰入金に大きく依存した 経営を行っています。これを今後見直し、適正な財源構成について検討していくことを 目標とします。

イ 使用料収入の見通し、使用料の見直しについて

使用料は有収水量の予測値に使用料単価を乗じて算定しました。有収水量の予測値は、 過去の実績値に処理区域内人口の予測減少率を乗じて算定し、使用料単価(=使用料収 入÷有収水量)は過去実績値の平均額を用いました。使用料の見直しについては、現段階 では見込んでおりません。

農業集落排水地域は山間部にあり、高齢化が著しい地域であることから、人口の減少率が高くなる予想です。使用料収入も平成 39 年度までに約 2,000 千円(約 37%)減少する見込みとなりました。

【図表5】人口予測と使用料収入の予測

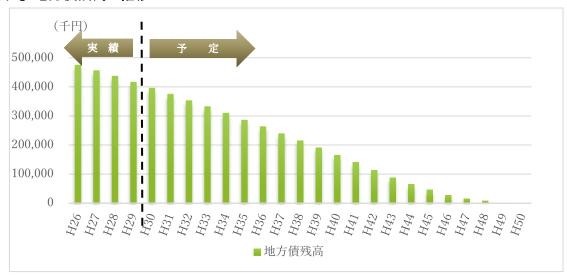


ウ 企業債について

企業債については、実質的な世代間の負担を公平にする観点から新たな借入は抑制しています。ただし、機能強化事業により多額の建設改良費が必要となった場合は、起債によってその財源を賄う可能性があります。

現在借入れている地方債については、平成50年度までに償還が終了する見込みです。

【図表6】地方債残高の推移

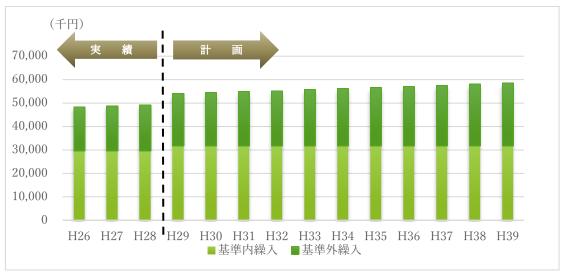


エ 繰入金について

農業集落排水事業は一般会計からの繰入金に大きく依存した財源構成となっており、 収益的支出の80%から90%、資本的支出の100%を繰入金で賄っています。また、繰入 金のうちの約40%は総務省から通知される「地方公営企業操出金について(通知)」に よる操出基準外の繰入金です。

投資・財政計画(収支計画)においては、これまで通り、一般会計からの繰入金によって収支不足額を賄うこととしています。

【図表7】一般会計繰入金の推移



オ 国庫等補助金について

交付基準に該当するものについては適正額を確保する方針です。

高度処理維持管理費補助金として、県から毎年約 600 千円の補助金を受けています。 算定準に汚水処理量が加味されるため、今後は減少することが予想されます。

また、平成 30 年度に実施予定の機能診断調査の委託料には約 50%の国庫補助金が見込めるため、3,500 千円を計上しています。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 職員給与費について

平成 29 年度の決算見込額を基準として、対前年比で 1 % ずつ増加すると見込んでいます。職員数の増減は見込んでいません。

イ 動力費について

動力費は汚水処理量に比例して減少するものと見込んでいます。過去の実績値を基準として、汚水処理量の減少率を乗じて算定しています。

ウ 委託費について

処理場の保守点検業務、浄化槽清掃業務、水質検査業務、真空ポンプ施設監視業務を民間業者に委託しています。今後も同様の委託契約を継続する予定であるため、過去の平均値を計上しています。

なお、平成 30 年度には機能診断調査を委託する計画であるため、7,000 千円を追加計上しました。

エ その他の経費について

過去3年間(平成26年度~平成28年度)の平均値を計上しています。

4.3. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概

要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

農業集落排水地域は山間部に位置し、流域下水道に接続するなどの広域化が難しい状況です。

処理場については、まだ更新が必要なほど老朽化しておりませんが、将来的には、人口 や有収水量などの動向を踏まえて、処理場を廃止し、浄化槽により汚水処理を行う区域 に変更することも一案として考えられます。

今後も他の自治体の事例調査などを行い、検討を継続していきます。

イ 投資の平準化に関する事項

供用開始に向けた設備投資を数年の間に実施したため、機械装置の場合は 10 年~20年、管渠の場合は 50 年でいっきに耐用年数を迎えることになります。急激な設備投資は将来の資金不足を招くことから、安定経営のため施設設備の長寿命化に取組むとともに、優先順位の高いものから更新を行うなど、事業費の平準化を検討していくことが必要です。

このため、平成30年度に萱原地区の施設設備の機能診断調査を実施する計画で、委託料を投資・財政計画(収支計画)に織り込んでいます。その後も、適切な時期に佐目地区においても機能診断調査を実施し、長寿命化に取組む予定です。

なお、平成30年度に予定されている萱原地区の施設機能診断の結果により、どの程度の建設改良費が必要となるかは現時点では見積りが難しいため、本経営戦略における投資・財政計画(収支計画)においては計上していません。今後、機能診断の調査結果を受けて、機能保全計画・最適整備構想が策定された段階で、改めて投資・財政計画(収支計画)の見直しを行います。

ウ 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)

現時点で処理場は老朽化しておらず、改築・更新の必要性がないため、これに伴う民間 活用の手法も未検討です。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

農業集落排水事業は一般会計からの繰入金に大きく依存した財源構成となっており、 収益的支出の80%から90%、資本的支出の100%を繰入金で賄っています。また、繰入 金のうちの約40%は総務省から通知される「地方公営企業操出金について(通知)」に よる操出基準外の繰入金です。

少子高齢化に伴う税収の減少などにより、一般会計の財政状態がひっ迫し、現状の繰入が受けられない可能性もあります。

今後、地方公営企業法の適用により、農業集落排水事業の財政状態が明らかになり、適正な使用料の算定が可能となります。そこで、使用料については、地方公営企業法の適用後に改めて見直しの必要性を検討することとします。

イ 資産活用による収入増加の取組について

有効に活用できる未利用土地や施設等の資産は保有しておりません。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、

PPP/PFI など)

今後も事例研究などを行い、どのような手法により事業実施をするのが最も適切であるか、その効果を勘案しながら、調査し検討していきます。

イ 職員給与費に関する事項

現状、農業集落排水事業に所属する職員は1名であり、これ以上の職員給与費の削減は困難な状況です。

ウ 修繕費に関する事項

供用開始から 10 年ほどが経過し、今後は設備の故障等も増えてくることが想定されます。修繕費は多額になることがあるため、適切な保守管理を行い、故障等を未然に防ぐ対策を検討していきます。

エ 委託費に関する事項

処理場の保守点検業務、浄化槽清掃業務、水質検査業務、真空ポンプ施設監視業務など、ほとんどの業務を民間業者に委託しています。また、使用料の徴収業務は水道料金と同時徴収を行っており、経費はかかっていません。

今後は委託費の削減の可能性について検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、 $3\sim5$ 年に一度見直し(ローリング)を行うことが必要です。

見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資 試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計 画策定(Plan) – 実施(Do) – 検証(Check) – 見直し(Action)のサイクル(PDCA サイ クル)を導入します。

毎年度の進捗管理

- + 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- + 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- + 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

3~5年毎の検証・見直し

- + 投資・財政計画の実績推移の把握
- + 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- + 投資計画における内容の精査
- ★ 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- → 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



6. 用語解説

あ行	
汚水資本費	
汚水処理原価	汚水処理費(公費負担分を除く):年間有収水量
	有収水量 1 ㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水
	資本費・汚水維持管理費の両方を含むため汚水処理に係る
	コストを表した指標。

か行	
管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部
	に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道
	路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
管渠改善率	改善 (更新・改良・維持) 管渠延長÷下水道布設延長×100
	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。数値が
	1%の場合、 すべての管渠を更新するのに 100 年かかる更
	新ペースであることが把握できる。
広域化	一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統
	合や流域下水道への接続を指す。
企業債残高対事業規模比率	(地方債現在高合計-一般会計負担額) ÷ (営業収益-受
	託工事収益-雨水処理負担金)×100
	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の
	規模を表す指標。
共同化	複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共
	同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備、
	事務の一部を共同して管理・執行する場合を指す。
経費回収率	下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100
	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えている
	かを表した指標であり、数値が100%を下回っている場合、
	汚水処理にかかる費用が使用料収入以外の収入により賄
	われていることを意味する。

いの事業しの妨察人 ハサマル 焦州 海ル博弈の夕廷加
他の事業との統廃合、公共下水・集排、浄化槽等の各種処
理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なもの
を選択すること(処理区の統廃合を含む)、施設の統廃合
(処理区の統廃合を伴わない)を指す。
晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平
均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判
断する指標。
地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民
間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することが
できる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを
導入することで、効率化を目指す。
総収益÷(総費用+地方債償還金)×100
料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に
地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表
す指標。
現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100
現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚
水処理している人口の割合を表した指標。

は行	
平準化	事業量が短期間に集中しないよう複数年に分割したり、各
	年事業費を均等にすること。
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により
	効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包
	括的に委託すること。

や行	
有収水量	下水道で処理した汚水のうち、不明水を除き、使用料収入
	の対象となる水量のこと。

アルファベット	
PFI	プライベイト・ファイナンス・イニシアティブの頭文字を
	とったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営
	に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供
	を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービ
	スの提供を図るという考え方。
PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字を
	とったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営
	に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供
	を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービ
	スの提供を図るという考え方。